

引き続き、あなたとあなたの配偶者についてお伺いします。
(配偶者がいない場合は、あなたの方だけを書いてください。)

問8

(1) あなたとあなたの配偶者の現在の貯蓄額は、あわせていくらぐらいですか。
(注:「貯蓄」とは、預貯金、株式、掛け捨てでない生命保険などをいいます。)

	なし	100万円未満	100～300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700～1000万円未満	1000～1500万円未満	1500～2000万円未満	2000～3000万円未満	3000万円以上
貯蓄額	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

(2) あなたまたはあなたの配偶者名義の不動産を持っていますか。

1. 持っている 2. 持っていない

問9 あなたとあなたの配偶者の支出は、平均して1か月あたりいくらぐらいですか。(おおよそで結構です)
(注:乗用車・住宅を購入したなどの臨時的な高額支出については除いてください。)

1か月の支出 万円

下記の支出は1か月あたりいくらぐらいですか。
(おおよそで結構です)

	なし	5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20～25万円未満	25～30万円未満	30～35万円未満	35万円以上
衣食住	0	1	2	3	4	5	6	7	8

	なし	1万円未満	1～2万円未満	2～3万円未満	3～4万円未満	4～5万円未満	5～6万円未満	6～7万円未満	7～8万円未満	8～9万円未満	9～10万円未満	10万円以上
光熱費	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
通信費	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
趣味・娯楽・交際費	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
ローン等支払い	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
医療・介護の自己負担	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
税・社会保険料	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

問10 あなたとあなたの配偶者は、年金を繰上げ受給しましたか。
次の該当箇所にお印をつけてください。
(注:「繰上げ受給」とは、本来65歳から支給される老齢基礎年金を、本人の請求に基づき、65歳より早く支給し始める制度です。繰上げ受給すると、繰上げ受給を請求しなかった場合に比べて、年金額が減額されることとなります。)

		あなた	あなたの配偶者(*)
0	繰上げ受給はしていない	0	0
1	年金を繰上げないと生活出来なかったため	1	1
2	繰上げ受給をした	2	2
3	減額されても、早く受給する方が得だと思ったため	3	3
4	その他	4	4

(*)配偶者については、年金受給者の場合のみ該当箇所にお印をつけてください。

あなたの世帯についてお伺いします。
(生計が別でも同居していれば含めてください。)

問11 あなたの世帯は、あなたを含めて何人ですか。

1. 1人
2. 2人
3. 3人
4. 4人
5. 5人
6. 6人
7. 7人以上

→あなたの世帯であなた以外の方全員に○印をつけてください。

1. 配偶者
2. 子または子の配偶者
3. 親
4. その他

問12 あなたの世帯には、あなたを含めて収入のある仕事をしている方は何人ですか。

0. 0人
1. 1人
2. 2人
3. 3人
4. 4人以上

→収入のある仕事をしている方全員に○印をつけてください。

1. あなた自身
2. 配偶者
3. 子または子の配偶者
4. 親
5. その他

問13 あなたのお住まいは次のどれにあてはまりますか。

1. 持ち家(ご家族の持ち家を含みます)
2. 民間賃貸住宅
3. 社宅・公務員住宅等の給与住宅(寮)
4. 都市再生機構・公社等の賃貸住宅
5. 地方公共団体の公営住宅
6. その他

→持ち家以外の方にお伺いします。
1か月あたりの家賃はいくらぐらいですか。

1. 0万円～1万円未満
2. 1万円～2万円未満
3. 2万円～3万円未満
4. 3万円～4万円未満
5. 4万円～5万円未満
6. 5万円～6万円未満
7. 6万円～7万円未満
8. 7万円～8万円未満
9. 8万円～10万円未満
10. 10万円～15万円未満
11. 15万円～20万円未満
12. 20万円以上

問14 あなたの世帯は生活保護を受けていますか。

1. 受けている 2. 受けていない

調査票の記入が終わりましたら、同封の封筒に入れ、**11月28日までに**投函してください。
(切手を貼る必要はありません。)

ご協力ありがとうございました。